

2020年1月17日付 掲載

電子契約の電債化の一例

**地域金融機関
「電子契約の電債化」注目
受発注債権担保融資 拡大へ**

地域金融機関で、電子契約を電子記録債権化するサービスに関心が集まっている。一般の電子契約は、電子署名法に依拠したものが多く、法人間の契約でも個人の氏名しか証明されない課題があった。電子契約を電債化することで、電子記録債権法に基づく法人間

の意志確認を証明でき、紛争時に形式的証拠力が認められやすくなる。

また、取引先の受発注企業がインターネットで電子契約することで、紙に比べ収入印紙代を節約でき、陰影を3Dプリンターで読み込んだ印鑑の複製や書類偽造を防げる。

同サービスは、リーガルテックを手掛けるリーテックス(東京都)が2019年12月26日から開始。グループ会社のTranzax(同)が扱う受発注債権担保融資(POF)の取扱機関が増えるなか、金融界の要望などを踏まえ開発してきた。

商品の受注時に発生させた電債を担保に、金融機関が受注企業に融資するPOFは、大

手地銀や信金で導入が拡大。ただ、契約の証拠力や事務負担など発注企業側のメリットがなく、下請けの受注企業などは、協力が得られない課題もあった。

新サービスは、リーテックス社サイトを通じて契約の締結、デジタル契約の保管・管理・閲覧・検索、電子債権の記録請求が可能。受注企業がサイトに契約書をアップロード(有料)する場合、発注企業はサイトを通じて、契約を承認し、無料で契約書をダウンロードできる。電子契約を電債化すれば、国の指定機関である「Tranzax電子債権」が契約の認証・保管・証明機能を提供。証拠力のある電子契約となる。

料金は、スタンダードプランが月1万円。エントリープランは契約書のアップロードが2回まで無料。受注企業が、商品の受注時点で電債化したデジタル契約を担保に金融機関から融資を受けやすくなる。

※ニッキンより引用